

茨城県におけるがん教育の取組



茨城県教育庁学校教育部保健体育課
健康教育推進室学校保健・安全担当
指導主事 鬼澤 一樹

本日の流れ

- 1 がん教育推進に係る背景
- 2 茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）
- 3 がん教育啓発への具体的な取組
- 4 外部講師との連携
- 5 成果
- 6 今後の課題

1 がん教育推進に係る背景

【国の取組】

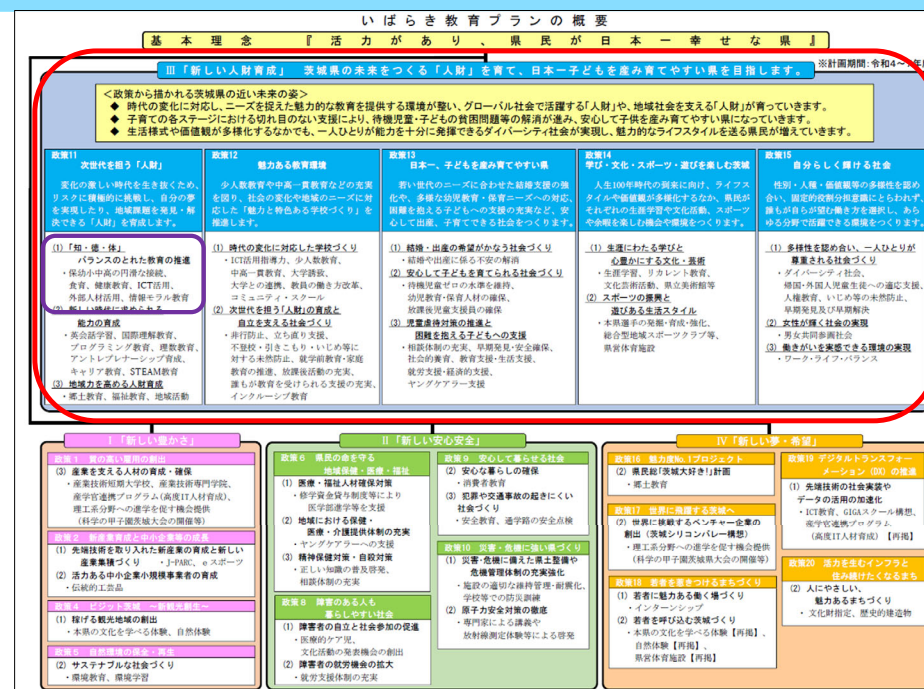
- ・ 対がん10力年総合戦略 (S59)
- ・ がん克服新10力年戦略 (H6)
- ・ がん対策基本法 (H18)
- ・ がん対策推進基本計画 (H19)
- ・ 第2期がん対策推進基本計画 (H24～H28)
- ・ 第3期がん対策推進基本計画 (H29～R4)
- ・ 第4期がん対策推進基本計画 (R5～R10)



【茨城県の取組】

- ・ 「がん教育総合支援事業」(H26～)
- ・ 「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」施行 (H27年12月)
- ・ 茨城県総合がん対策推進計画—第四次計画— (H30～R5)
- ・ いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）への位置付け (R4～R7)

2 茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）



<茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）>

3 健やかな体を育む教育の推進

明るく豊かで活力のある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う学校体育・学校教育健康を推進する。

学校体育の充実	
努力事項	具現化のための取組
1 学校教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の充実と体力の向上	- 体力アップ推進プランの改善・充実（R P D C Aサイクルの確立） - 各学年の運動を主とした教科・科目の取組 - 運動、徒走、放課後及び家庭等における主体的な運動習慣の確立 - いばらきマラソン、体力アッププロジェクトの推進 - 児童生徒の運動に合った種目のある体育科行事の立案 - 家庭・地域との連携・協力（体力づくり推進委員会等の設置） - 健康・安全に関する自己管理能力を育てる取組の推進 - 施設・用具の適切な使用及び管理と安全点検の徹底 - 健康観察の徹底と事故発生時の適切な対応 - 保健等「児童の健康の計画」（保健計画）の遵守 - 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底 - 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備 - 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築 - 部活動の適正数設置に向けた見直しと複数顧問体制の確立 - 地域のスポーツ人材を積極的に活用し、地域の活動として実施できる体制構築の推進

健康教育の充実	
努力事項	具現化のための取組
1 健康の保持増進のための実践力の育成を図る学校保健の充実	- 児童生徒の実態や発達段階に応じた計画的な健康教育の実施 - 学校保健計画の位置付けと全職員の実践意識 - 外注講師を招いた喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室及び性に関する講演会等の開催 - か・教育の充実 ※「がん教育プログラム」補助教材・啓発教材（文部科学省）の活用 ※「知っていますか？がんのこと」（国境教育委員会）の活用 ※各教科等を活用した健康教育の充実 ※「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」、「性に関する指導の手引き」、 ※「生きる力」を育む健康教育の取組
2 自他の生命尊厳を基盤とした安全能力の育成を図るための学校安全の充実	- 保健教育を推進するための学校保健委員会の活性化 ※「生きる力」を育む健康教育の取組 ※「安全な学校づくり」を推進するための取組 - 危険予備・対応能力向上のための研修の充実 - 実践的・体系的な交通安全教育の推進 - 防犯教育及び不審者を迎えた訓練の実施 - 地域の災害リスクに応じた体系的な防災教育の実施 - 知識と実践した避難訓練の成果と学校安全会議の充実 ※AEDを含む心臓蘇生法に関する教育の充実 - 教員による生活技能に応じた指導の工夫 - 外部講師を招いた専門的知識の習得 - 生命（いのち）の安全教育の推進 - 発達段階に応じた教育の活用 - 安全教育と安全管理の一時的な活動の展開 - 学校安全計画、危機管理マニュアル等を見直しサイクルの構築 ※「安全な学校づくり」を推進するための取組 ※安全教育等の専門性を生かした指導体制の確立 - 食育を推進するための校内推進委員会（学校保健委員会等）の活性化 - 食育アレルギーへの対応 ※エビデンス活用を基盤とした取組 ※食育アレルギーの取組（栄養教諭、保健室、教職員） ※学校健康教育全体で行う「食に関する指導」の充実 ※食に関する専門家（栄養教諭等）を活用した授業の実施 ※食に関する取組
3 望ましい学習態様の形成と食の自己管理能力を育む学校給食の充実	

3 がん教育啓発への具体的な取組

（1）茨城県では、平成26年度から「がん教育総合支援事業」を継続して実施しており、今年度で10年目である。主な事業内容としては、以下の4つである。

① がん教育推進協議会の設置

・医師や体験者、体験者支援団体、小・中・高の教員、養護教諭、県教委、県保健医療部がん対策推進担当で構成（13名）

② がん教育講演会の実施

・令和5年度は32校実施（小21校、中7校、高4校）

③ がん教育指導者研修会

・モデル校による実践発表
・講演（医師、体験者、大学教授等）

④ がん教育教材の作成等

・リーフレット等の作成、配信、配付

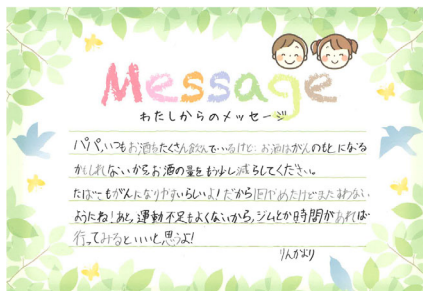
①がん教育推進協議会の設置

県のがん教育の推進に関して年に2回、学校医、医師会、がん専門医、がん体験者、がん支援団体、がん担当部局、小・中・高の教諭等、計13人で構成

- ・「がん教育に関する計画」の作成に対する指導・助言、がん教育の推進を図るための支援体制や具体的な取組についての検討、事業成果の検証
- ・令和4年度の協議会では、生徒用スライド、がん教育に関するリーフレット、ワークシートなどについても指導・助言をいただき、修正したものを配付



<がん教育推進協議会>



<保健医療部との連携事業>

②がん教育講演会の実施

外部講師登録を依頼・リストの作成（4月上旬）

- ・県内にある18の医療機関（拠点病院等）へ登録を依頼
- ・病院ごとの講師一覧を作成
- ・茨城がん体験談スピーカーバンクへ協力を依頼



講演会実施校の選定及び計画書の提出（5月中旬）

- ・希望のあった学校へ講演会実施決定を通知
- ・実施校から提出された計画書をもとに講師の選定
- ・市町村教育委員会及び実施校へねらいや実施対象等詳細を確認・調整



外部講師の選定（6月下旬）

- ・実施校の希望（がん体験者、医師等）を考慮し、外部講師を選定
- ・医師等へは、医療機関の担当者を通して、外部講師との日程等の調整
- ・スピーカーバンクへ学校の計画書を提供するとともに、講師の選定を依頼
- ・外部講師の調整後、実施校及び外部講師へ決定を通知



講演会の決定を通知（7月下旬）

- ・外部講師（がん体験者・医師等）：
学校の計画書、日時及び場所等の連絡、文部科学省の資料等、県作成の教材等、講演会参考用スライドの送付
- ・実施校：外部講師氏名及び連絡先等、文部科学省作成の資料等の送付



講演会の実施（9月から12月）

- ・医療機関の担当者及びスピーカーバンクの代表と連絡を取り合い、スムーズな実施を図る
- ・実施校での取組について意見交換等を行い、取組の充実を図る



実施報告書等の提出（12月末）

- ・実施校からの報告書及びアンケートの取りまとめ
- ・次年度のモデル授業発表校の検討

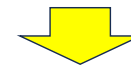


外部講師（担当者）への連絡（3月）

- ・がん教育講演会の実施結果等の提供
- ・次年度の協力依頼等

＜がん教育等外部講師連携支援事業における外部講師を招いた講演会＞

年度	小学校	中学校	高等学校	
H26	—	7校(7校)	7校(7校)	計14校



年度	小学校	中学校	高等学校	
R5	21校(23校)	7校(8校)	4校(4校)	計32校

※（ ）は希望校数

- 市内の先生方にも声をかけ、参加を呼びかける
(例：体育主任研修会、養護教諭研修会として)
- 管理職を含む教職員への研修の実施
- がん教育教材及び指導参考資料の作成・配信・配付
- 系統性をもった事前・事後指導

③がん教育指導者研修会

- 小学校、中学校、高等学校・特別支援学校も校種ごとに開催（今年度は中学校対象）
- 研修会の流れ
 - 1 行政説明
 - 2 がん教育に係る講演
 - ・大学教授、がん体験者、医師、教科調査官等
 - 3 モデル校としての取組の発表（今年度は中学校）
 - ・がん教育教材（茨城県版）などを活用した授業の発表
 - ・がん教育講演会の様子等

がん教育講演会の講師、がん体験者スピーカーバンクの方などに研修会への参加を呼びかけている



＜がん教育指導者研修会＞

＜行政説明＞

- がん教育の充実についての話だけでなく、がん教育講演会の開催についても盛り込み説明している。

5 がん教育の内容

1 がんという病気

(1) がんとは

- ・細胞分裂について
- ・がんの発生について
- ・転移等について

(2) がんの主な要因

- ・喫煙、飲酒、不適切な食事、運動不足等の生活習慣
- ・最近・ウイルスなどの感染
- ・原因がわからないものが多い
- ・まれに遺伝子が関与
- ・子供のかかるがん

6 外部講師の活用について

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」(R3.3改訂 文部科学省)

第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性

第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方

9 意識の変容 (児童生徒)

【児童生徒のアンケート結果】

調査項目	事前	事後
・がんの学習は、健康な生活を送るために重要である(そう思う)	80% → 90%	
・がんは日本人の死因の第2位である(部)	40% → 62%	
・早期発見すれば、がんは治りやすい(正しい)	88% → 96%	
・日頃からバランスの良い食事や適度な運動を行うなど健康な体づくりに取り組もうと思う(そう思う)	63% → 74%	
・がん検診を受けられる年齢になったら、検診を受けようと思う(そう思う)	61% → 74%	
・がんと健康について、まずは身近な家族から話そうと思う(そう思う)	51% → 68%	

児童生徒は、がんは誰でもかかる可能性があるという認識をもち、がん検診の重要性やがん患者への理解を深めている。全体の調査結果から、児童生徒は、健康や命の大切さについて主体的に考えることができるようになってきていることがわかる。

2 がん教育実施上の事前準備

企画 ⇒ 打合せ ⇒ 準備

ポイント

- ①学校が主体となって企画・運営を行う。
- ②核となる教員や授業を担当する教員だけでなく、全ての教職員の共通理解のもとに進める。
- ③学校での取組内容を保護者や関係機関などに周知・共有することにより、連携体制を構築する。
- ④年度当初の職員会議等で、「学校保健計画」に基づき外部講師を活用したがん教育の開催予定を周知するなど、情報を共有する。

効果的である。(主に中学校、高等学校)

- 健康や命の大切さがねらいの場合は、**がん経験者**等の講話を計画に盛り込むことも効果的である。(小学校をはじめとする全学校種)
- 外部講師を活用した指導と各担任や教科担任が実施する**授業を関連させて指導**することで、より成果が上がるようにする。そのために、**学校保健計画**及び体育科・保健体育科、道徳科、特活等の年間計画に位置付けるとよい。

＜各校種リーフレット＞

＜小学生向け＞

- ・小学生向けは、児童用として26,000部を印刷し、配付
- ・小・中・高校用は配信し、ダウンロードが可能

がん教育啓発教材（高校生向け）「知っていますか？がんのこと」
一指導参考資料一

【目標】

- ① がんにかかった人への支援活動するすべしは、適切な運動、食事、休養及び睡眠など、習慣のつれた健康な生活を納めると、定期的な健康診断やがん検診などを受診することによって、がんの発生を予防できること。
- ② 予知に役立てるは、個人の総体とともに、健康診断やがん検診の結果、正しい情報の発達などの社会的な対策が必要であることを理解できるようにする。
- ③ 予知と医療について、習熟した健康診断と自己の生活習慣や社会環境を分析し、リスクを軽減するがんの発生の回避や治療の対応に精通できるようにすることによって。
- ④ (医師・カウンセラー・薬剤師)
- ⑤ がんを身近なことで捉え、生活していく健康な生活を送るために、正しい知識や情報にけりたて、自己の健康と命の大切さを主体的に考えたりする姿勢に導くことなどにより、がんを身近にすること。
- (学)にむかふこと・人間性

県が作成した資料、

- ・リーフレット（小・中・高校用）
 - ・ワークシート（中学生用）
 - ・パワーポイント（中学生・高校生用）
 - ・教師用指導参考資料（小・中・高校用）
- を、同じフォルダに掲載

A screenshot of a file explorer window. The title bar says '名前 ↑'. The list of files includes:

- 中高等学校教育課程研究協議会資料（体育・保健）
- がん教育教材** (highlighted with a red circle)
- 茨城県教育健康推進委員会
- 学校における食物アレルギー対応
- 学校給食における危機管理マニュアル（例）
- 学校教育指導資料
- 学校保健・学校安全管理の手引き

- ・新任保健主事研修会
- ・地区代表者が集まる保健主事研修会
- ・県立学校教員が集まる保健主事研修会
- ・指導主事等を対象とした研究協議会
- ・地区の研究部長が集まる県立学校健康教育部研修会 など

＜がん教育に関するスライド＞

茨城県教育委員会ホームページより

スピーカーバンクでは、定期的に研修会等を開催しており、年1回、県の担当者が出向き、学校におけるがん教育についての講義を行っている。国や県の動向を伝え、外部講師としての留意点等の共通理解を図るようにしている。

また、スピーカーバンクでは、計画的に模擬授業等を行うことによって、スキルアップを図っている。



＜外部講師の研修会＞



＜学校でのがん教育講演会＞

がん教育に係る外部講師（医療関係者）活用について

がん教育講演会に関するQ&A

Q1：がん教育講演会とは？

A1：児童生徒ががんについての正しい理解や自分の健康と命の大切さに関する学びを得るため、がん体験者や医師等を講師として学校に呼び、がんについて話し合いを行う講演会です。

Q2：講演会の時期は？

A2：9月から12月の間に、学校が希望した日で、出席者と調整して決めます。

Q3：講演会の内容は？

A3：文部科学省の「がん教育推進のための教材」や「がん教育推進のための教材」等に示されている内容について、児童生徒の理解できるような内容にしてお話しいただきます。また、学校の状況によって、講演内容が少し異なる場合がありますので、講演内容の調整は希望者と打ち合わせしながら決めます。

＜目標＞がんについて正しく理解することができるようにする。

＜内容＞がんとはどのような病気か、がんの現状や種類、がんの予防、早期発見とがん検診、治療における緩和ケア、がん患者の生活の質、等

Q4：講演方法や講師の依頼は？

A4：パワーポイントや資料を用いることがあります。特に、機材準備や資料印刷などは学校との打ち合わせが必要となります。なお、これまで採用したパワーポイントのデータを使用していることも可能です。時期は学校が希望する時期で設定いたします。お持ちの40分から60分です。

Q5：講演会や授業の支援はあるか？

A5：国の規定に基づいて、県教育委員会が支援します。（別途「はばねだ依頼書」及び「旅行経路表」を提出していただきます。）

Q6：講師の依頼の依頼書は？

A6：「氏名」、「所属（医療機関名等）」、「専門分野」等です。

Q7：登録情報はどのように利用されるのか？

A7：個人情報は厳格に管理し、円滑にがん教育講演会実施校への派遣調整を行います。

Q8：講演会終了後、必ず連絡先がわかるのか？

A8：講演会を実施する学校の要請状況（講演講師にがん体験者を希望する学校もあります）により依頼が難しい場合があります。

Q9：講演会とは別に、学校独自で実施する講演会に併行していただく機会もあります。

A9：児童生徒の個別の対応については、学校の保護者を通じて確認いたします。

がん教育総合支援事業に係る「がん教育講演会講師リスト」登録票

実業・医療関係の方のみ、以下の項目について、可能な範囲で記入をお願いします。継続いただける方の登録票は必要ありません。個人情報につきましては、取扱いに十分留意の上、厳格に管理を行います。

（ふりがな）（ ）

1 謝氏名

2 所属先の団体（病院、病院、学会等）★現在勤務している病院、医局名

3 専門分野

4 その他（経験など差し支えない範囲で御記入ください。）

- 各医療機関の担当者を通して、外部講師登録の更新及び新規登録者の確認（4月）
- 「Q&A」を活用し、医療機関との共通理解を図っている。

5 成果

<がん教育等外部講師活用状況（国公立）>

年度	全体	小学校	中学校	高等学校
R4	222校 (26.9%)	129校 (28.7%)	76校 (31.0%)	17校 (13.1%)

※全国3位

（文部科学省 令和4年度におけるがん教育の実施状況調査の結果）

- 茨城県教育振興基本計画への位置づけなど、県としての関わり
- 「がん教育等外部講師連携支援事業」への参加
- 校種ごとの「がん教育指導者研修会」の実施
- スピーカーバンクや医療機関との連携
- 各研修会等におけるがん教育に関する行政説明等の実施



<講演会事前学習>

<教員の意識の変容（講演会報告書より）>

外部講師の方が複数の授業形態を提案してくれたので、子供たちの実態に応じた授業ができた。



子供たちにどのように伝わるか心配だったが、体験者の方の実際の話がしっかりと心に響いていた。

配慮を要する児童生徒を事前に把握し、学校全体で対応を検討したのでスムーズに進められた。



これから先、何十年と生きていく子供たちにとって、実際に経験すること。だからこそ、がん教育は大切である。

外部講師の方の話がとても効果的だった。教員では伝えきれない体験談は生徒にとって貴重であった。

これから先の人生について、立ち止まって考える良い機会となった。健康も大切にしようと改めて思った。

6 今後の課題

- 外部講師登録者活用の拡充
- 外部講師の研修の持ち方
- 外部講師への資料等の提供の仕方
- 教育現場と医療機関、スピーカーバンクとの共通理解
- 外部講師との調整窓口の設置（市町村、学校の管理職）